

幕別町第2期ごみ処理基本計画〈改定版〉

＝ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく計画 ＝

平成30年3月
令和4年4月改定

北海道幕別町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
第2章 幕別町の概況	2
1 沿 革	2
2 位置・地勢・気候	2
3 人 口	3
第3章 ごみ処理の現状	4
1 ごみの区分	4
2 ごみ処理の主体	4
3 ごみ処理の流れ	5
4 ごみ排出量等の推移	6
5 収集運搬の現状	9
6 中間処理施設の現状	10
7 最終処分施設の現状	11
8 ごみの発生抑制や資源化の対策	12
第4章 ごみ処理基本計画	13
1 計画期間	15
2 将来人口の予測	16
3 ごみ処理の主体	16
4 収集運搬計画	16
5 中間処理施設	17
6 最終処分施設の現状	17
7 基本方針の取り組み	18
8 ごみ処理体制の充実	18
9 ごみ減量化・資源化のための役割	19
10 その他のごみ処理に関する課題と対策	20
11 ごみ排出量の目標	21
※ごみ排出量の見込み	23
※廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	26

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

経済発展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄というライフスタイルは、自然環境への負荷や地球温暖化、天然資源の枯渇等の地球規模の環境問題を招いております。

国においては、平成30年4月に策定された「第五次環境基本計画」の中で、「持続可能な開発目標(SDGs)」の考え方も取り入れ、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済、社会的課題の同時解決に取り組み、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」に繋げていくとされています。

これらを踏まえ、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、国際的な問題となっている食品ロス対策や海洋プラスチックごみによる海洋汚染対策などに、プラスチックやバイオマスなどの徹底した資源循環を掲げ、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、同年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

北海道においても、令和2年に「北海道第2次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、北海道の優れた環境の保全と次世代への継承のため、循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道づくりへの取り組みが示されております。

幕別町では平成30年3月に、中間処理施設更新年度の前年度にあたる令和7年度までの8年間を計画期間とする「第2期ごみ処理基本計画」を策定し、3つの基本方針のもと、循環型社会の実現を目指し、集団資源回収の支援や分別の徹底など、3Rによるごみの発生抑制等を推進してきましたが、令和4年度からの処理区域の拡大及び共同処理施設の供用開始年次が令和9年度になったことから、本計画の内容改定及び計画期間の延伸を行うものです。

第2章 幕別町の概況

1 沿革

平成18年2月6日、幕別町と旧忠類村が合併し、新たな幕別町が誕生しております。

幕別町は、明治13年、十勝外4郡戸長役場が大津村に設けられ、幕別地方はその管轄となったことで開拓が始まり、同15年宮城県人細谷十太夫が止若に居住したのが和人人地の始まりです。その後、富山、徳島、岡山の各県から団体移住をする者が多くなり、同30年6月には大津村戸長役場の所管を離れ、幕別外六か村戸長役場が猿別に設けられております。この年が幕別町の開基1年目で、同38年の鉄道開通に伴い町の中心が現在の幕別市街に移動しております。昭和21年町制が施行され、翌年池田町より新川地区を編入、同23年に勢雄、弘和の一部を更別村に分轄しております。

旧忠類村は、明治27年、群馬県人岡田新三郎が丸山南麓に単身で入植し開拓が始まり、同30年1月十勝支庁の管轄と同時に、広尾郡を管轄する当縁村役場が大樹市街に置かれ、同39年4月に2級町村制施行で当縁村が廃止され、大字茂寄村、歴舟村、大樹村を併合して茂寄村と改称し、現在の広尾町に村役場を設置しております。大正15年に広尾村と改称し、昭和3年10月広尾村から分村して大樹村が誕生しており、同24年8月に大樹村から分村により忠類村となっております。

2 位置・地勢・気候

幕別町は、北海道の東部にあたる十勝支庁管内のやや南に位置し、西は十勝の中核都市帯広市と更別村に、北は音更町と池田町、東は豊頃町、南は大樹町に隣接し、面積478km²の町です。主要都市である帯広市とのアクセスに関して、札内市街地は札内川を挟み隣接しており、幕別市街地については約15km(国道38号線経由で20分)、忠類市街地については約50km(国道236号経由で1時間)の距離にありますが、近年は帯広・広尾自動車道忠類ICの供用により忠類市街地からの交通利便性が高まっています。



北に十勝川、西に札内川、中央部を猿別川、そして南に当縁川が流れ、西方に日高山脈を一望できる、平地や段丘が広がる豊かな自然に恵まれた地域です。

気候は亜寒帯に属し、内陸性気候で夏の最高気温は35.9℃(平成6年)、冬の最低気温は-31.7℃(昭和57年)であり、寒暖の差が大きい特徴があります。

日照時間は、年間約1,900時間を超え全国的にも長く、晩秋から春にかけて晴天日数が多くなっています。また、年間降水量が1,000mm前後、降雪量は道内でも比較的少なく、最深積雪が70cm前後で、凍結深度は1mにも及びます。

3 人口・世帯数

幕別町の人口（国勢調査結果）は、平成17年の26,868人から令和2年の25,766人と10年間で1,102人減少していますが、世帯数では903世帯増加しています。

市街地については幕別地区、札内地区、忠類地域とそれぞれが特性を持った市街地を形成しており、今後は札内地区にいても急激な人口減は見込まれないものの、幕別地区と忠類地域では大幅な人口減が見込まれ、地域間における人口動向の偏りが見受けられます。

表 人口の推移

（単位：人）

	H17	H22	H27	H17/H27 比	R2 国勢調査	H17/R2 比
幕別地区	6,789	6,322	5,796	Δ 993	5,294	Δ 1,495
札内地区	18,294	18,607	19,433	1.139	19,045	751
忠類地区	1,785	1,618	1,531	Δ 254	1,427	Δ 358
合計	26,868	26,547	26,760	Δ 108	25,766	Δ 1,102

（国勢調査より）

表 世帯の推移

（単位：世帯）

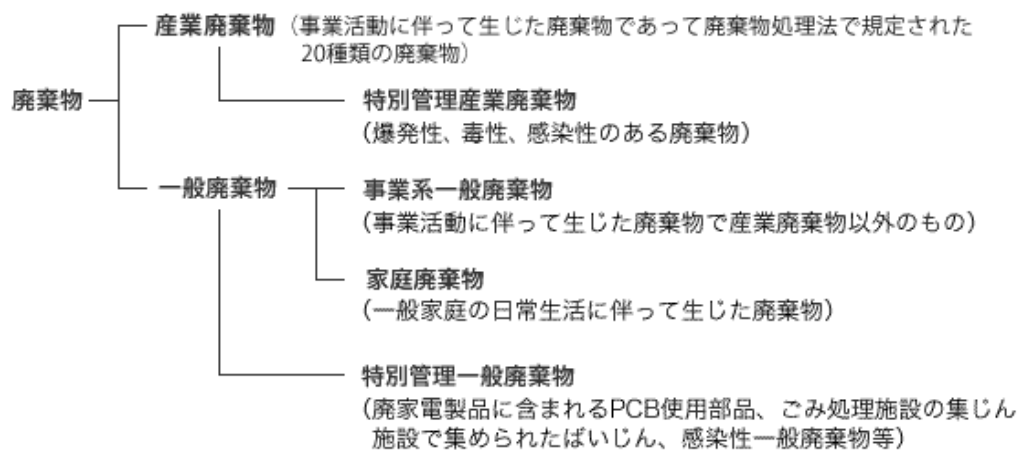
	H17	H22	H27	H17/H27 比	R2 国勢調査	H17/R2 比
幕別地区	2,569	2,481	2,418	Δ 151	2,339	Δ 230
札内地区	6,843	7,181	7,832	989	7,995	1,152
忠類地区	714	697	694	Δ 20	695	Δ 19
合計	10,126	10,359	10,944	818	11,029	903

（国勢調査より）

第3章 ごみ処理の現状

1 ごみの区分

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定されている廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に分けられます。このうち、「産業廃棄物」は事業活動によって生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類（汚泥、廃油、鉱さい他）の廃棄物を示し、「一般廃棄物」は産業廃棄物以外の廃棄物と定義されております。



2 ごみ処理の主体

ごみ処理の主体は、町民、事業者、行政の3者ですが、中間処理及び最終処分については近隣の市町村と共同で処理することとし、幕別地域は十勝圏複合事務組合、忠類地域は南十勝複合事務組合において行っております。

■処理主体

区 分		家庭系		事業系
		計画収集ごみ	直接搬入ごみ	収集・搬入ごみ
排出抑制	幕別地域	町民、行政	町民、行政	事業者、行政
	忠類地域			
収集・運搬	幕別地域	行政	町民、許可業者	事業者、許可業者
	忠類地域			
中間処理	幕別地域	十勝圏複合事務組合	十勝圏複合事務組合	十勝圏複合事務組合
	忠類地域	南十勝複合事務組合	南十勝複合事務組合	南十勝複合事務組合
最終処分	幕別地域	十勝圏複合事務組合	十勝圏複合事務組合	十勝圏複合事務組合
	忠類地域	南十勝複合事務組合	南十勝複合事務組合	南十勝複合事務組合

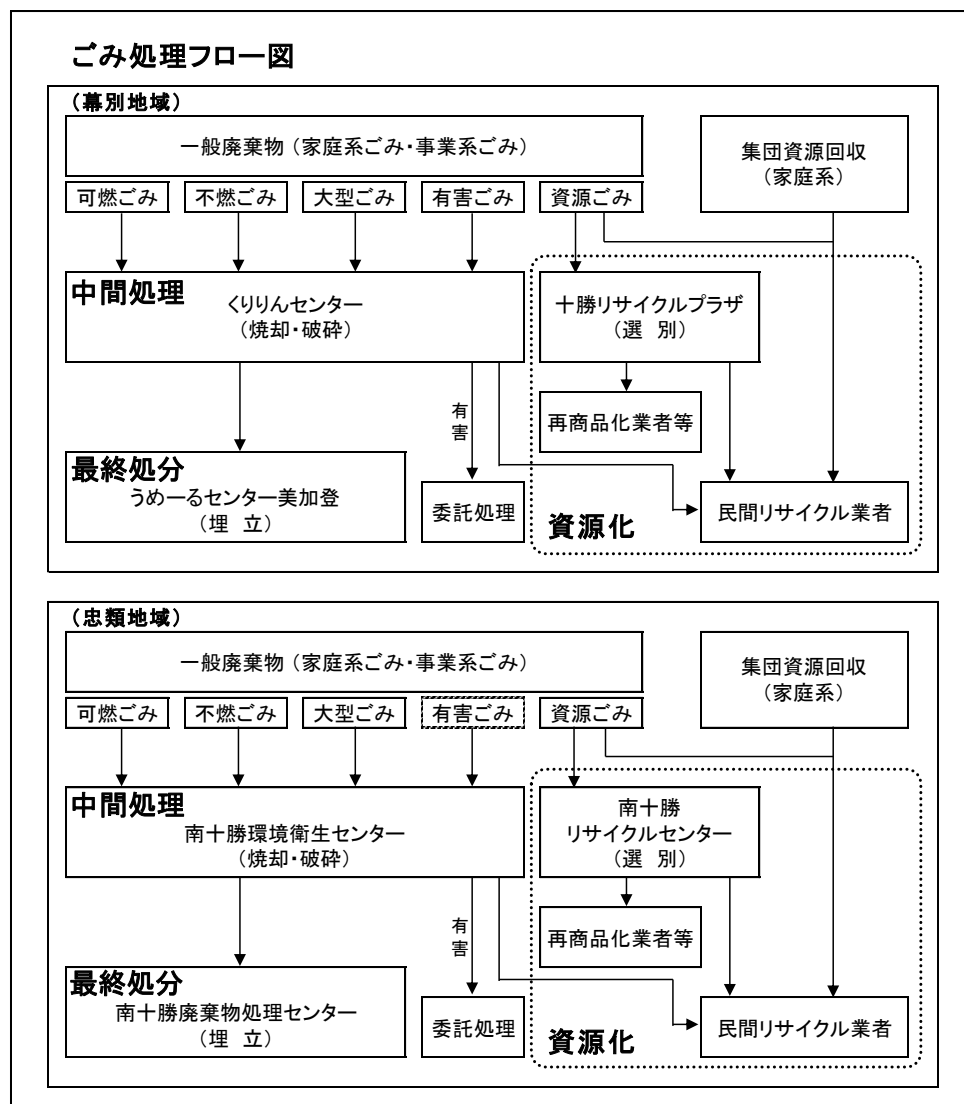
3 ごみ処理の流れ

可燃ごみ及び不燃ごみの処理については、十勝圏複合事務組合を構成する 19 市町村のうち、幕別町、帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、池田町、豊頃町、浦幌町の 9 市町村で、平成 8 年 10 月から、中間処理施設となる「くりりんセンター」で共同処理しており、平成 31 年度には、清水町、本別町、足寄町、陸別町が加わり 13 市町村で、更に令和 3 年度からは、鹿追町、新得町が加わり、現在 15 市町村で共同処理を行っております。

最終処分についても中間処理と同じ構成市町村により、平成 23 年 4 月から「うめーるセンター美加登」で行っております。

また、資源ごみについては、幕別町、帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、池田町、豊頃町の 8 市町村で、平成 15 年 4 月から「十勝リサイクルプラザ」で共同により資源化を図っております。

ごみの処理区域が異なる忠類地域は、町村合併する以前からの枠組みとなる南十勝複合事務組合を構成する幕別町（旧忠類村）、大樹町、広尾町の 3 町で、共同処理しておりますが、令和 4 年度から忠類地域の処理区域をすべて幕別地域の処理区域に編入し、忠類地域のごみについても十勝圏複合事務組合ですべて共同処理を行います。



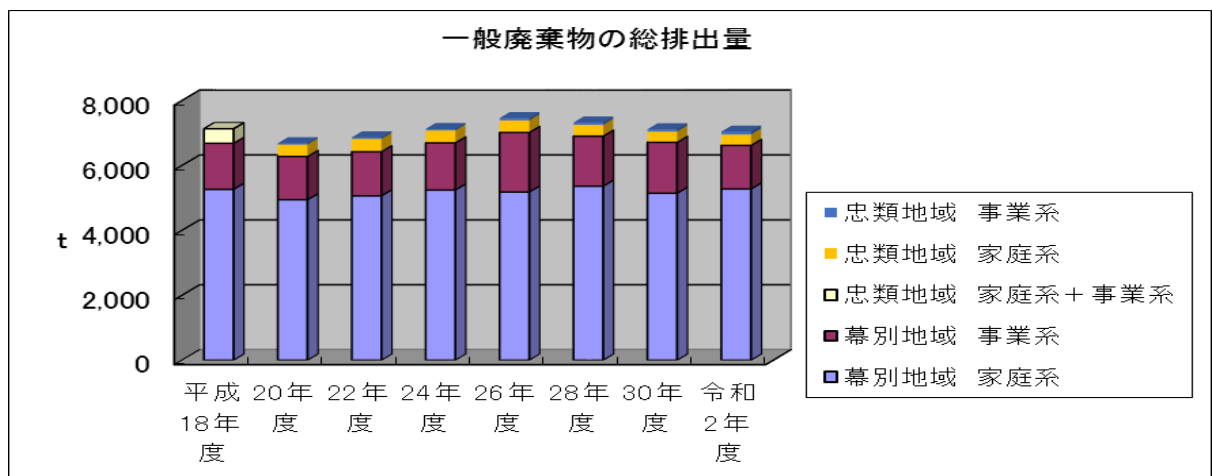
4 ごみ排出量等の推移

■一般廃棄物の総排出量

単位：t

区 分		平成 18年度	20年度	22年度	24年度	26年度	28年度	30年度	令和 2年度
幕別	家庭系	5,265	4,945	5,064	5,244	5,181	5,362	5,145	5,275
地域	事業系	1,418	1,333	1,359	1,453	1,835	1,541	1,567	1,342
忠類	家庭系	446	363	395	381	370	349	330	336
地域	事業系		45	48	47	75	71	74	90
計		7,129	6,686	6,866	7,125	7,461	7,323	7,116	7,043

※ 中間処理施設に搬入された排出量。生ごみ処理容器等による処理、集団による資源回収は含まない。

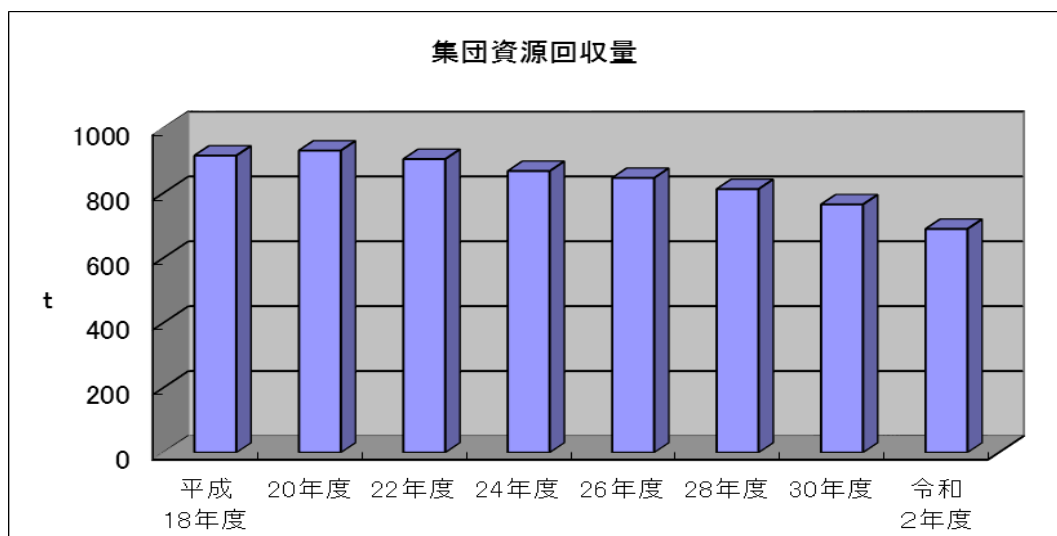


■集団による資源回収量

単位：t

区 分	平成 18年度	20年度	22年度	24年度	26年度	28年度	30年度	令和 2年度
回収量	915.6	931.0	904.9	868.0	846.7	812.4	765.2	689.5

※ 忠類地域は、平成18年度から実施している。

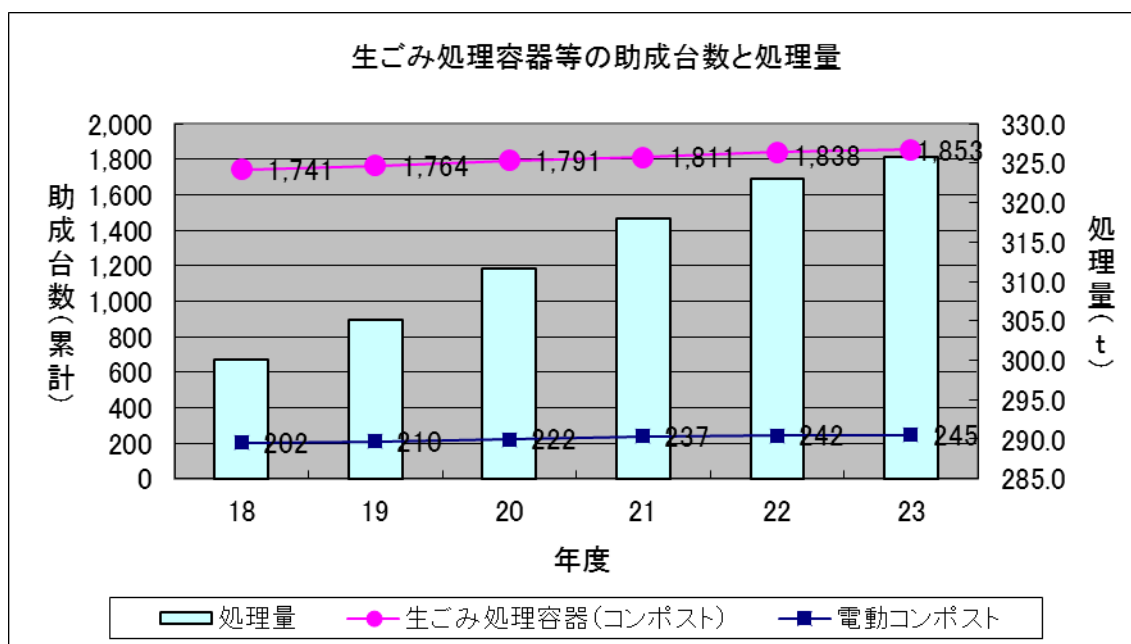


■生ごみ処理容器等の購入助成による処理量

単位：t

年 度			18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
助成台数	容器	幕別地域	21	23	25	19	27	5
		計	1,627	1,650	1,675	1,694	1,721	1,736
		忠類地域	0	0	2	1	0	0
		計	114	114	116	117	117	117
		計	1,741	1,764	1,791	1,811	1,838	1,853
	電動	幕別地域	27	7	12	15	5	3
		計	201	208	220	235	240	243
		忠類地域	1	1	0	0	0	0
		計	1	2	2	2	2	2
		計	40	59	140	174	242	245
処理量	容器	幕別地域	239.2	242.6	246.2	249.0	253.0	255.2
		忠類地域	16.8	16.8	17.1	17.2	17.2	17.2
	電動	幕別地域	44.2	45.8	48.4	51.7	52.8	53.5
		忠類地域	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	計		300.4	305.5	312.1	318.4	323.4	326.3

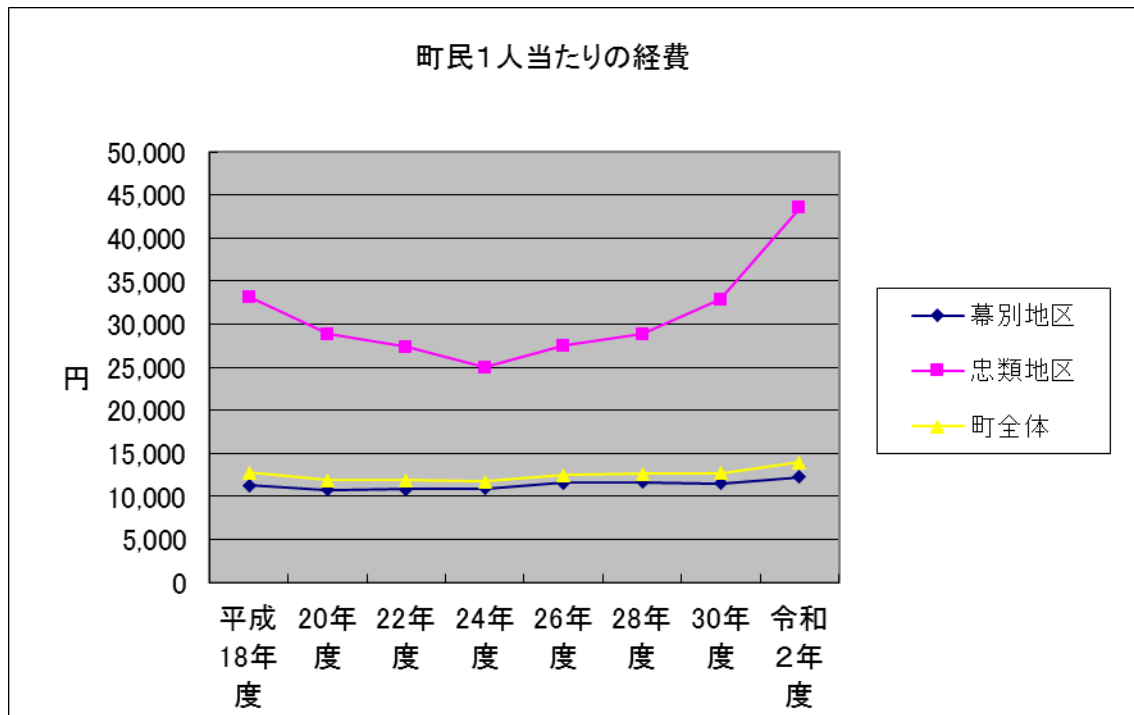
※平成 23 年度で購入助成を終了しており、平成 24 年度以降の処理量は同数で継続していると見込んでいる。



■ごみ処理経費

区 分		平成 18年度	20年度	22年度	24年度	26年度	28年度	30年度	令和 2年度
人 口	幕別地域	25,613	25,624	25,772	25,973	25,987	25,672	25,251	24,959
	忠類地域	1,832	1,740	1,689	1,674	1,609	1,585	1,552	1,482
	計	27,445	27,364	27,461	27,647	27,596	27,257	26,803	26,441
経費額 (千円)	幕別地域	290,165	276,009	279,368	282,974	300,343	298,327	289,982	305,392
	忠類地域	60,756	50,217	46,190	41,765	45,281	46,564	50,982	64,441
	計	350,921	326,226	325,558	324,739	345,624	344,891	340,964	369,833
1人当 り経費 (円)	幕別地域	11,329	10,772	10,840	10,895	11,557	11,621	11,484	12,236
	忠類地域	33,164	28,860	27,348	24,949	28,142	29,378	34,138	43,482
	町 全体	12,786	11,922	11,855	11,746	12,524	12,653	12,721	13,987

※ 計画収集と直接搬入により町が負担した経費を住民基本台帳の登録者数で除して算出している。



5 収集運搬の現状

■収集方式

ごみの区分		処理主体	収集方式
幕別地域	家庭系ごみ	行政（委託）	ごみステーション収集 ※大型ごみは戸別収集
	事業系ごみ	許可業者	直接収集
		事業者	直接搬入
忠類地域	家庭系ごみ	行政（委託）	ごみステーション収集
	事業系ごみ	許可業者	直接収集
		事業者	直接搬入

■ごみの分別区分、処理料金等（家庭系ごみ）

区 分		処理手数料	処理手数料の納付方法	収集回数	
				市街地	農村地区
幕別地域	燃やせるごみ	有料	指定ごみ袋	週 2 回	週 1 回
	燃やせないごみ			月 2 回	
	大型ごみ		処理券	年 6 回	
	有害危険ごみ	無料	レジ袋・市販のごみ袋	月 2 回	
	資源ごみ			週 1 回	
	おむつ類			週 2 回	週 1 回
忠類地域	燃えるごみ	有料	指定ごみ袋	週 2 回	月 2 回
	燃えないごみ				月 1 回
	燃やせないごみ				
	大型ごみ				
	有害危険ごみ	無料	レジ袋・市販のごみ袋	週 2 回	
	資源ごみ			週 1 回	
	おむつ類			週 2 回	週 1 回

平成 24 年 4 月 1 日からおむつ類の無料収集、平成 29 年 4 月 1 日からごみ収集サポート事業を実施している。

【ごみ収集サポート事業の概要】

世帯の構成員全員が「要介護支援者」、「要介護認定者」、「障がいの程度が 1 級又は 2 級であり肢体不自由若しくは視覚障害の身体障害者手帳の交付を受けている者」、「障がいの程度が 1 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」、「障がいの程度が重度の療育手帳の交付を受けている者」又は「居宅介護又は重度訪問介護に係る介護給付費の支給の決定を受けている者」等に該当し、自ら家庭ごみを収集場所まで運搬することが難しい世帯を対象に、家庭ごみ（大型ごみを除く）を収集する事業である。また、介護保険制度等を円滑に進めるためと、ごみ収集サポート事業利用者の適正化を図るために幕別地区、札内地区、忠類地区の各一箇所に既存制度実施事業者専用のごみステーションを設けている。

6 中間処理施設の現状

十勝圏複合事務組合（くりりんセンター）の中間処理施設については、老朽化により令和9年度を目処に建替え（供用開始）を予定しております。

地 域	加入組合	処理施設	
幕別地域	十勝圏複合事務組合	燃やせるごみ	くりりんセンター
		燃やせないごみ	
		大型ごみ	
		有害危険ごみ	
		資源ごみ	十勝リサイクルプラザ
忠類地域	南十勝複合事務組合	燃えるごみ	南十勝環境衛生センター
		燃えないごみ	
		燃やせないごみ	
		大型ごみ	
		有害危険ごみ	
		資源ごみ	南十勝リサイクルセンター

■ 処理施設の概要

施 設 名	概 要
くりりんセンター	所 在 地：帯広市西 24 条北 1 丁目 1 番 5 敷地面積：約 47,000 m ² 処理能力：（焼却）330 t／日、（破碎）110 t／日 炉 形 式：全連続焼却式ストーカ炉 受入対象物：可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ 供用開始：平成 8 年 10 月
十勝リサイクルプラザ	所 在 地：帯広市西 24 条北 4 丁目 6 番 5、6 敷地面積：約 30,787 m ² 施設構成：リサイクル棟、管理棟、ストックヤード棟、トラックスケール棟 受入対象物：容器包装廃棄物（ビン、ペットボトル、紙類他） 供用開始：平成 15 年 4 月
南十勝環境衛生センター	所 在 地：広尾郡広尾町字紋別 760 番地の 3 敷地面積：約 22,500 m ² （内施設使用地 7,225 m ² ） 処理能力：（焼却）14 t／8 h 炉×2 炉 （破碎）10 t／5 h 受入対象物：可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ 供用開始：平成 5 年 12 月
南十勝リサイクルセンター	所 在 地：広尾郡広尾町字紋別 760 番地の 3 敷地面積：2,664 m ² 受入対象物：容器包装廃棄物（ビン、ペットボトル、その他プラ他） 供用開始：平成 10 年 4 月

7 最終処分施設の現状

中間処理施設と同じく、幕別地域は十勝圏複合事務組合の施設で、忠類地域は南十勝複合事務組合の施設で処分しております。

地 域	加入組合	処分施設
幕別地域	十勝圏複合事務組合	チンネル処理センター（～平成 22 年度） うめーるセンター美加登（平成 23 年度～）
忠類地域	南十勝複合事務組合	南十勝廃棄物処理センター

■ 処分施設の概要

施 設 名	概 要
チンネル処理センター （～平成 22 年度）	所 在 地：音更町字万年西 1 線 22 番地 13 ほか 敷地面積：280,000 m ² 埋立面積：223,000 m ² 埋立容量：1,057,000m ³ 埋立工法：準好気性埋立（セル）方式 供用開始：昭和 59 年 9 月
うめーるセンター美加登 （平成 23 年度～）	所 在 地：池田町字美加登 279 番 10 敷地面積：166,000 m ² 埋立面積：27,029 m ² 埋立容量：311,200m ³ 埋立工法：準好気性埋立構造 供用開始：平成 23 年 4 月
南十勝廃棄物処理センター	所 在 地：広尾郡大樹町字萌和 3 9 4 番地 2 敷地面積：15,007 m ² 埋立面積：11,000 m ² 埋立容量：101,960m ³ 埋立工法：セル式＋サンドイッチ式の併用 供用開始：昭和 62 年 4 月

■ 組合の構成市町村

組合名	構成市町村
十勝圏複合事務組合	帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（幕別地域）、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
南十勝複合事務組合	広尾町、大樹町、幕別町（忠類地域）

8 ごみの発生抑制や資源化の対策

ごみの有料化により、町民の分別の意識が向上し収集量が減少したが、その反面、不法投棄の増加といった環境美化の対策が必要となっております。

項 目		実施内容	課 題
発生抑制 排出抑制 資源化 減量化	生ごみ処理容器の購入助成	コンポスト 1 基当たり 2,000 円助成	(平成 23 年度で終了)
	電動生ごみ処理機の購入助成	電動生ごみ処理機 1 台当たり 20,000 円助成	(平成 23 年度で終了)
	資源回収実践地区交付金	公区等の集団で回収した資源 1 kg 当たり 5 円交付	団体数の増減はないが回収量が減少
	資源回収業者協力交付金	実践地区から資源を買い受ける資源回収業者に対し協力金を交付	継続
	ごみの有料化	「ごみの有料化」を導入 (幕別地域：平成 16 年 10 月から) (忠類地域：平成 16 年 4 月から)	ごみ処理場の違いによる処理料金等の違い
	ノーレジ袋運動の推進	町内のスーパー 6 カ所で、運動の幟の設置、店頭での啓発	継続
		レジ袋の代替品として使用可能な燃えるごみ袋（ばお袋）の導入	令和 2 年度から実施
	小型電子・電気機器回収ボックスの設置	公共施設 3 箇所に小型電子・電気機器回収ボックスを設置（令和 3 年 4 月より対象品目を特定対象16品目に変更）	住民周知の継続
生ごみの循環利用に向けた検討	生ごみのディスポーザ処理による循環利用（堆肥化）の検討	下水道施設の負荷について検討中	
適正処理	ごみ分別の指導	ごみステーションへのごみ不適切排出者への個別指導	排出者を特定できないようにしたごみの対応
		ごみステーションに収集日、排出方法等を記載した看板を設置	継続
		広報紙、ホームページを通じてごみ分別を啓蒙	継続
		集合住宅管理会社への分別協力要請	継続
	ごみの適正排出	ごみ袋を色付きに変更し、スーパー等のレジ袋との明確化	継続
		カラス対策用ごみサークルの導入補助	平成 27 年度から実施
		広報誌及びごみカレンダーで分別の方法を周知	継続
		ごみ分別冊子の作成	令和 4 年度版予定
環境教育 美化推進	ごみ不法投棄の抑制	ごみが大量あるいは頻繁に不法投棄されるカ所を地図に表示	継続
		毎月 1 回、ごみ不法投棄マップ表示カ所を調査	継続（巡回を強化）
		不法投棄看板を設置	継続
		警察への回収した不法投棄物、情報の提供	継続
	清掃活動	公区等によるボランティア清掃活動	継続
		町民、事業所等を対象にした「全町一斉クリーン作戦」の実施	参加者の拡大

第4章 ごみ処理基本計画

地球温暖化などの環境問題や資源の枯渇については、都市化の進展や個々のライフスタイルの変化を背景とした日常生活や事業活動が起因であると言われております。

本町の美しい自然は、そこに住む町民共通の財産であり、ふるさとの愛着心を養うとともに住んでみたくなる魅力を秘めております。

これらの豊かな自然を次世代へ引き継ぎ、安全で健康的な暮らしを守るためには、社会経済のシステムの在り方や個々のライフスタイルを見直し、自然を保全するための施策を積極的に展開する必要があります。

そのためには、環境の保全や資源の保護の観点に立ち、循環型社会にふさわしい3Rの推進により環境負荷をできる限り低減することが求められており、住民の一人ひとりが快適に生活できる「まちづくり」を進めていく必要があります。

「自然との調和で快適な住まいる」

を基本目標に、次の基本方針を掲げることとします。

基本方針1 ごみ処理の適正化による循環型社会の形成

町民、事業者、行政が一体となり、3Rによるごみの発生抑制等を推進し、環境に優しい循環型社会の形成を目指します。

また、食材の使い切りや食べ残しをしないなどの食品ロス削減の啓発による、生ごみの減量化を目指します。

基本方針2 不法投棄の防止

環境美化やごみの適正排出の観点から、不法投棄防止に向けた意識啓発と監視体制の強化を図ります。

基本方針3 環境にやさしいごみ処理の推進

ごみの収集や処理について適性かつ効率的に行うことと、老朽化した中間処理施設について、ごみの再生利用や埋立処分量の減量、ごみ処理による効率的なエネルギー回収等による環境負荷低減等について、関係市町村との協議を図りながら計画的な整備を進めます。

※3R

R e d u c e（リデュース）＝ごみが発生しないようにする（発生抑制）。

R e u s e（リユース）＝繰返して使う（再利用）。

R e c y c l e（リサイクル）＝再生資源として使う（再生利用）。

SDGs（持続可能な開発目標）

一般廃棄物処理との関連の深いゴールとターゲット（目標）について、次のとおりとします。

番号	ゴール	ターゲット（目標）
	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並みにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	持続可能な消費と生産のパターンを確保する	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。 12.5 2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

1 計画期間

本計画は平成30年度を初年度とし、十勝圏複合事務組合と南十勝複合事務組合それぞれの中間処理施設で共同処理する、令和7年度を目標年度とする計画でありましたが、令和4年度から忠類地域の廃棄物処理を十勝圏複合事務組合に統合することから、計画内容の改訂を行い併せて、十勝圏複合事務組合の中間処理施設（くりりんセンター）の建替えが令和8年度から令和9年度へ変更となったことから、令和8年度までの計画とします。

なお、社会経済情勢の変化や新たな法律、システムが確立されたときは、計画期間内であっても、必要に応じて見直しを行うものとします。

年度	本計画	関連する計画
平成 30	第 2 期基本計画	☆第五次環境基本計画（閣議決定） ☆第四次循環型社会形成推進基本計画（閣議決定） ●幕別町第 6 期総合計画初年度（幕別町） ●第 2 期ごみ処理基本計画（幕別町）
平成 31 （令和元）		☆プラスチック資源循環戦略（政府） ☆食品ロスの削減の推進に関する法律施行
令和 2		◇第 2 次循環型社会形成推進基本計画（北海道） ◇第 5 次北海道廃棄物処理計画（北海道） ●幕別町分別収集計画（幕別町）
令和 3		●第 3 期幕別町生活排水処理基本計画（幕別町）
令和 4	2 期基本計画（改定）	●第 2 期基本計画（改定）（幕別町）
令和 5		
令和 6		
令和 7	基本計画目標年度	
令和 8	改定基本計画目標年度	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について

（平成4年8月13日付け衛環第233号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長適知）

第1 一般廃棄物に関する事項

1 一般廃棄物処理計画

- （1）市町村は、一般廃棄物処理計画において、ごみ処理及び生活排水処理について、それぞれ一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を策定すること。

なお、基本計画は、目標年次をおおむね10年から15年先に置いて、おおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当であること。

2 将来人口の予測

幕別町人口ビジョン（平成 28 年 1 月策定、令和 2 年 3 月改訂）に基づき、幕別町の令和 8 年度の人口推計を 25,849 人とします。

3 ごみ処理の主体

ごみ処理の主体は、町民、事業者、行政の 3 者ですが、中間処理及び最終処分については十勝圏複合事務組合で共同処理を行います。

■処理主体

	家庭系		事業系
	計画収集ごみ	直接搬入ごみ	収集・搬入ごみ
排出抑制	町民・行政	町民・行政	事業者・行政
収集・運搬	行政	町民・許可業者	事業者・許可業者
中間処理	十勝圏複合事務組合	十勝圏複合事務組合	十勝圏複合事務組合
最終処分	十勝圏複合事務組合	十勝圏複合事務組合	十勝圏複合事務組合

4 収集運搬計画

■収集方式

ごみの区分	処理主体	収集方式
家庭系ごみ	行政（委託）	ごみステーション収集 ※大型ごみは戸別収集
事業系ごみ	許可業者	直接収集
	事業者	直接搬入

■ごみの分別区分、手数料等（家庭系ごみ）

区 分		処理手数料	処理手数料の納付方法	収集回数	
				市街地	農村地区
燃やせるごみ		有料	指定ごみ袋	週 2 回	週 1 回
燃やせないごみ				月 2 回	
大型ごみ			処理券	年 6 回	
有害危険ごみ		無料	市販のごみ袋 (透明・半透明)	月 2 回	
おむつ類				週 2 回	
資源ごみ	幕別地域			週 1 回	
	忠類地域			週 1 回	月 2 回

5 中間処理施設

十勝圏複合事務組合（くりりんセンター）の中間処理施設で共同処理します。

加入組合	処理施設	
十勝圏複合事務組合	燃やせるごみ	くりりんセンター
	燃やせないごみ	
	大型ごみ	
	有害危険ごみ	
	資源ごみ	十勝リサイクルプラザ

■ 処理施設の概要

施設名	概要
くりりんセンター	所在地：帯広市西 24 条北 1 丁目 1 番 5 敷地面積：約 47,000 m ² 処理能力：(焼却) 330 t / 日、(破碎) 110 t / 日 炉形式：全連続焼却式ストーカ炉 受入対象物：可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ 供用開始：平成 8 年 10 月
十勝リサイクルプラザ	所在地：帯広市西 24 条北 4 丁目 6 番 5、6 敷地面積：約 30,787 m ² 施設構成：リサイクル棟、管理棟、ストックヤード棟、トラックスケール棟 受入対象物：容器包装廃棄物（ビン、ペットボトル、紙類他） 供用開始：平成 15 年 4 月

6 最終処分施設の現状

中間処理施設と同じく十勝圏複合事務組合の施設で共同処理します。

加入組合	処分施設
十勝圏複合事務組合	チンネル処理センター（～平成 22 年度） うめーるセンター美加登（平成 23 年度～）

■ 処分施設の概要

施設名	概要
チンネル処理センター （～平成 22 年度）	所在地：音更町字万年西 1 線 22 番地 13 ほか 敷地面積：280,000 m ² 埋立面積：223,000 m ² 埋立容量：1,057,000 m ³ 埋立工法：準好気性埋立（セル）方式 供用開始：昭和 59 年 9 月
うめーるセンター美加登 （平成 23 年度～）	所在地：池田町字美加登 279 番 10 敷地面積：166,000 m ² 埋立面積：27,029 m ² 埋立容量：311,200 m ³ 埋立工法：準好気性埋立構造 供用開始：平成 23 年 4 月

■組合の構成市町村

組合名	構成市町村
十勝圏複合事務組合	帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

7 基本方針の取り組み

◇基本方針1 ごみ処理の適正化による循環型社会の形成	
・循環型社会の形成のための3R（発生抑制、再利用、再生利用）の推進 ・循環型社会に向けた児童生徒への教育の推進 ・家庭ごみ（可燃、不燃）の分別排出の徹底によるリサイクル資源の掘り起こし強化 ・資源回収実践地区協力交付金の交付による取り組み強化の推進 ・小型電子・電気機器回収ボックスによる回収周知の推進 ・公共施設におけるごみ減量化の率先的実践 ・事業系ごみの処理実態の把握と減量化の推進	
◇基本方針2 不法投棄の防止	
・不法投棄重点箇所の監視体制の強化 ・全町一斉クリーン作戦の参加者の拡大 ・地域や関係機関（北海道、警察）との連携による監視体制の強化 ・公区や学校、企業のボランティア清掃の支援及び連携の強化	
◇基本方針3 環境にやさしいごみ処理の推進	
・飛散防止ネットの購入助成 ・カラス対策ごみサークルの購入助成 ・排出困難世帯におけるごみ収集サポート事業の充実 ・省エネ・創エネに配慮した新中間処理施設のあり方についての検討 ・ダンボールコンポスト等による生ごみの堆肥化によるごみの減量化の推進 ・関係機関との連携によるノーレジ袋運動の推進	
◇その他の取り組み	
・台風や地震等により発生する災害廃棄物の適正処理の検討 ・医療活動の多様化により増加する在宅医療廃棄物の適正処理の周知	

8 ごみ処理体制の充実

収集・運搬	・「ごみ処理の主体」に基づき、収集・運搬を行うものとする。 ・事業系ごみは、事業者の自己責任において適正処理することとし、自己搬入または許可業者により収集・運搬を行う。
中間処理施設	・管内の市町村と連携し十勝圏複合事務組合にて共同処理を行う。 ・現中間処理施設は令和8年度までの運用であり、新たな中間処理施設のあり方について関係市町村等と協議を進める。
最終処分場	管内の市町村と連携し十勝圏複合事務組合にて共同処理を行う。

9 ごみ減量化・資源化のための役割

町民	・使い捨て商品の購入を自粛する。 ・過剰包装を辞退する。 ・長く使える商品を購入し、買い換えよりも修理して使用する。 ・ダンボールコンポスト等による生ごみの堆肥化や水切りの徹底等による減量化や資源化を積極的に進める。 ・食品ロスの防止のため、食材の使い切りや食べ残しをなくし、生ごみ減量化の取り組みを推進する。 ・外食・宴会では食べきれる量だけ注文し、30.10（さんまる.いちまる）運動を進める。 ・家庭ごみ（可燃、不燃）の分別排出の徹底によるリサイクル化を進める。 ・公区等の集団資源回収での排出を進める ・リターナブル容器やデポジット制度、販売店回収制度を積極的に活用する。 ※30.10運動＝宴会時、乾杯後の30分間は料理を楽しむ時間とし、閉会前10分間は自分の席に戻り再度料理を楽しむ運動。 ※デポジット制度＝容器の預かり金払い戻し制度
事業者	・使い捨て商品の製造販売を見直す。 ・最小限の包装に心がけ、過剰包装を自粛する。 ・製品の長寿命化やリサイクルが容易な製品を開発する。 ・リターナブル容器の取扱いやデポジット制度の取り組みを進める。 ・自主的で計画的なごみの減量化、資源化を進める。 ・ごみの発生や排出の抑制に関する施策に協力し、町民運動と連携を図る。 ・食品リサイクル法の対象となる生ごみ減量化の取り組みを推進する。
行政	・住民、事業所の自発的な活動や効果的な方法の啓発と支援を図る。 ・公共施設におけるごみ減量化を率先的に実践する。 ・事業系ごみの処理実態の把握と減量化の推進を図る。 ・多量排出事業者への減量化を指導する。 ・不法投棄重点箇所の監視体制の強化や全町一斉クリーン作戦の参加者の拡大を図り、不法投棄の抑制を図る。

10 その他ごみ処理に関する課題と対策

課 題	対 策
①ごみステーションのごみ不分別排出 ・正しく分別されていないごみのごみステーションに出されている。 ・排出した者が特定できないようにするなど、悪質な行為をする者がいる。 ・リサイクル資源の不分別により資源化がされていない。	・個別調査による排出者へ指導を図る。 ・広報紙等による周知を図る。 ・ごみの分別状況を把握するため、成分調査を実施
②ごみ不法投棄対策 ・不法投棄が多発している。	・不法投棄重点箇所の監視体制の強化や全町一斉クリーン作戦の参加者の拡大を図り、不法投棄の抑制を図る。
③集団資源回収での排出の徹底 ・集団資源回収の団体数は変わらないが、1人あたりの排出量が減量している。	・公区等との連携を図り、集団資源回収での排出についての広報を強化する。

1.1 ごみ排出量の目標

ごみは大きく分けて、家庭ごみを計画的に収集する「計画収集ごみ」と、主に事業所等が処分場に直接搬入する「直接搬入ごみ」に区分されます。

ごみの排出量については、「原単位」（1人1日当たりのごみの発生量）を推計数値の基本とします。

また、この排出量の予測については、平成16年10月に幕別地域、同年4月に忠類地域における「ごみの有料化」等のより一定程度の分別排出が定着した中で、今後、更なる分別排出の徹底によるリサイクル資源の掘り起こしと、可燃ごみの多くを占める生ごみの堆肥化や減量化を目的に見込むものです。

また、分別排出の徹底や集団資源回収の推進を強化することでリサイクル率を向上させることとします。

なお、基準年次は平成28年度【災害廃棄物（可燃95t、不燃155t）と生ごみ処理容器による処理量を除く】とし、目標年次は十勝圏複合事務組合の中間処理施設（くりりんセンター）の更新年度を考慮して令和8年度とします。

① 計画収集ごみ量（集団資源回収量を除く）

食品ロスの削減啓発等により可燃ごみの減量化や分別排出の徹底によるリサイクル資源の掘り起こし、集団資源回収への排出を促すことにより、平成28年度の基準数値に対して原単位あたり、目標年度の令和8年度では幕別地域では10.5%減（525g→470g）、忠類地域では1.5%増（548g→556g）、幕別町全体では10.1%減（527g→474g）とします。

※原単位：ごみ量（t）÷計画収集人口（人）÷365日×1,000,000

計画収集ごみ量（集団資源回収量を除く）原単位を令和8年度までに10.1%削減します。

② 計画収集ごみ発生量（集団資源回収量を含む）

集団資源回収への排出を促すことにより、減少傾向にある収集量の増量を見込み、計画収集ごみ発生量の原単位としては平成28年度の基準数値に対して原単位あたり、基本計画目標年度の令和8年度では幕別地域では平成28年度比で8.9%減（609g→555g）、忠類地域では2.3%増（602g→616g）、幕別町全体では8.2%減（608g→558g）とします。

計画収集ごみ発生量（集団資源回収量を含む）原単位を令和8年度までに8.2%減とします。

③直接搬入ごみ量

幕別地域での直接搬入分の可燃ごみは 99%が事業所からの排出であり、不燃ごみの 80%程度は引越しや大掃除等による町民からの排出であります。

食品ロスの削減啓発等により、可燃ごみの減量化や分別排出の徹底によりリサイクル資源を掘り起こし、平成 28 年度の基準数値に対して原単位あたり、基本計画目標年度の令和 8 年度では幕別地域では平成 28 年度比で 5.4 減（185 g → 175 g）、忠類地域では 19.4%減（180 g → 145 g）、幕別町全体では 6.0%減（184g→173g）とします。

直接搬入ごみ量原単位を令和 8 年度までに 6.0%減とします。

③ リサイクル率の推計

計画収集ごみと直接搬入ごみの食品ロスの削減啓発等により、可燃ごみの減量化や分別排出の徹底や減量化を図ることで、リサイクル率を平成 28 年度の基準数値に対して、基本計画目標年度の令和 8 年度では幕別地域では平成 28 年度比で 1 ポイント増（38%→39%）、忠類地域では 17 ポイント増（18%→35%）、幕別町全体では 2 ポイント増（37%→39%）とします。

※ リサイクル率＝ 資源ごみ量＋集団資源回収量／計画収集ごみ発生量

計画収集ごみ発生量の資源リサイクル率を令和 8 年度までに 2 ポイント引き上げます。

(幕別地域)

(単位：人、t)

地域	区 分			H28 (基準年 度)	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
														H28年比	
幕別	計画収集人口 人				25,672	25,488	25,321	25,155	25,038	24,921	24,803	24,686	24,569	24,415	▲ 4.9 %
	発生量	計画収集 ごみ	可燃ごみ t		2,926	2,866	2,811	2,757	2,709	2,661	2,614	2,566	2,518	2,469	▲ 15.6 %
			※原単位 g		312	308	304	300	296	293	289	285	281	277	▲ 11.2 %
			不燃ごみ t		603	590	582	573	566	559	552	545	539	530	▲ 12.1 %
			※原単位 g		64	63	63	62	62	61	61	60	60	59	▲ 7.8 %
			資源ごみ t	A	1,395	1,369	1,344	1,319	1,297	1,275	1,253	1,232	1,215	1,187	▲ 14.9 %
			※原単位 g		149	147	145	144	142	140	138	137	135	133	▲ 10.7 %
			計画収集ごみ量 t		4,924	4,825	4,737	4,649	4,572	4,495	4,419	4,343	4,272	4,186	▲ 15.0 %
			※原単位 g		525	519	513	506	500	494	488	482	476	470	▲ 10.5 %
			集団資源回収量 t	B	781	774	771	768	767	766	764	763	759	759	▲ 2.8 %
			※原単位 g		83	83	83	84	84	84	84	85	85	85	2.4 %
			計 t	C	5,705	5,599	5,508	5,417	5,339	5,261	5,183	5,106	5,031	4,945	▲ 13.3 %
			※ 原単位(g) g	ア	609	602	596	590	584	578	573	567	561	555	▲ 8.9 %
	ごみ量	直接搬入	可燃ごみ t		1,506	1,488	1,469	1,450	1,434	1,419	1,403	1,387	1,371	1,354	▲ 10.1 %
			※原単位 g		161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	▲ 5.6 %
			不燃ごみ t		224	222	219	216	214	212	210	208	206	203	▲ 9.4 %
			※原単位 g		24	24	24	24	23	23	23	23	23	23	▲ 4.2 %
			直接搬入ごみ量 t	D	1,730	1,710	1,688	1,666	1,648	1,631	1,613	1,595	1,577	1,557	▲ 10.0 %
			※原単位 g	イ	185	184	183	181	180	179	178	177	176	175	▲ 5.4 %
	計	計(C+D) t			7,435	7,309	7,196	7,083	6,987	6,892	6,796	6,701	6,608	6,502	▲ 12.5 %
		※原単位(g) (ア+イ) g			794	786	779	771	764	757	751	744	737	730	▲ 8.1 %
	※ 資源リサイクル率((A+B)/C) %					38	38	38	39	39	39	39	39	39	39

(忠類地域)

(単位：人、t)

地域	区 分			H28 (基準年 度)	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8			
														H28年比		
忠類	計画収集人口			人	1,585	1,540	1,517	1,494	1,482	1,470	1,458	1,446	1,434	1,418	▲ 10.5 %	
	発生量	計画収集ごみ	可燃ごみ	t	184	179	176	173	170	179	177	176	174	171	▲ 7.1 %	
			※原単位	g	318	318	318	317	314	334	333	333	332	330	3.8 %	
			不燃ごみ	t	101	97	95	93	92	37	36	36	36	35	▲ 65.3 %	
			※原単位	g	175	173	172	171	170	69	68	68	69	68	▲ 61.1 %	
			資源ごみ	t	E	32	31	31	30	30	86	85	83	82	82	156.3 %
			※原単位	g	55	55	56	55	55	160	160	157	157	158	187.3 %	
			計画収集ごみ量	t	317	307	302	296	292	302	298	295	292	288	▲ 9.1 %	
			※原単位	g	548	546	545	543	540	563	560	559	558	556	1.5 %	
			集団資源回収量	t	F	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	0.0 %
			※原単位	g	54	55	56	57	57	58	58	59	59	60	11.1 %	
			計	t	G	348	338	333	327	323	333	329	326	323	319	▲ 8.3 %
			※ 原単位(g)	g	ウ	602	601	601	600	597	621	618	618	617	616	2.3 %
	直接搬入 ごみ量	直接搬入	可燃ごみ	t	94	91	89	87	86	65	64	63	62	61	▲ 35.1 %	
			※原単位	g	162	162	161	160	159	121	120	119	118	118	▲ 27.2 %	
			不燃ごみ	t	9	8	8	8	8	15	15	15	15	14	55.6 %	
			※原単位	g	16	14	14	15	15	28	28	28	29	27	68.8 %	
			資源ごみ	t	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	▲ 100.0 %	
			※原単位	g	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	▲ 100.0 %	
			直接搬入ごみ量	t	H	104	100	98	96	95	80	79	78	77	75	▲ 27.9 %
			※ 原単位(g)	g	エ	180	178	177	176	176	149	148	148	147	145	▲ 19.4 %
	計	計(G+H)	t	452	438	431	423	418	413	408	404	400	394	▲ 12.8 %		
		※原単位(g)(ウ+エ)	g	782	779	778	776	773	770	767	765	764	761	▲ 2.7 %		
	※ 資源リサイクル率((E+F)/G)				%	18	18	19	19	19	35	35	35	35	35	17.0 P

(幕別＋忠類地域)

(単位：人、t)

地域	区 分			H28 (基準年 度)	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
														H28年比
幕別＋忠類	計画収集人口 人			27,257	27,028	26,838	26,649	26,520	26,391	26,261	26,132	26,003	25,833	▲ 5.2 %
	発生量	計画収集ごみ	可燃ごみ t	3,110	3,045	2,987	2,930	2,879	2,840	2,791	2,742	2,692	2,640	▲ 15.1 %
			※原単位 g	313	309	305	301	297	295	291	287	284	280	▲ 10.5 %
			不燃ごみ t	704	687	677	666	658	596	588	581	575	565	▲ 19.7 %
			※原単位 g	71	70	69	68	68	62	61	61	61	60	▲ 15.5 %
			資源ごみ t	1,427	1,400	1,375	1,349	1,327	1,361	1,338	1,315	1,297	1,269	▲ 11.1 %
			※原単位 g	143	142	140	139	137	141	140	138	137	135	▲ 5.6 %
			計画収集ごみ量 t	5,241	5,132	5,039	4,945	4,864	4,797	4,717	4,638	4,564	4,474	▲ 14.6 %
			※原単位 g	527	520	514	508	502	498	492	486	481	474	▲ 10.1 %
			集団資源回収量 t	812	805	802	799	798	797	795	794	790	790	▲ 2.7 %
			※原単位 g	82	82	82	82	82	83	83	83	83	84	2.4 %
			計 t	6,053	5,937	5,841	5,744	5,662	5,594	5,512	5,432	5,354	5,264	▲ 13.0 %
			※ 原単位(g) g	608	602	596	591	585	581	575	570	564	558	▲ 8.2 %
	直接搬入 ごみ量		可燃ごみ t	1,600	1,579	1,558	1,537	1,520	1,484	1,467	1,450	1,433	1,415	▲ 11.6 %
			※原単位	161	160	159	158	157	154	153	152	151	150	▲ 6.8 %
			不燃ごみ t	233	230	227	224	222	227	225	223	221	217	▲ 6.9 %
			※原単位	23	23	23	23	23	24	23	23	23	23	0.0 %
			資源ごみ t	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	▲ 100.0 %
			※原単位 g	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 100.0 %
			直接搬入ごみ量 t	1,834	1,810	1,786	1,762	1,743	1,711	1,692	1,673	1,654	1,632	▲ 11.0 %
			※原単位 g	184	183	182	181	180	178	177	175	174	173	▲ 6.0 %
	計		計 (K+L) t	7,887	7,747	7,627	7,506	7,405	7,305	7,204	7,105	7,008	6,896	▲ 12.6 %
			※原単位 (g) (オ+カ) g	792	785	778	772	765	759	752	745	738	731	▲ 7.7 %
	※ 資源リサイクル率 ((I+J)/K) %				37	37	37	37	38	39	39	39	39	39

(参 考)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(国民の責務)

第二条の四 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

一般廃棄物の処理に関する事業は、住民の日常生活に最も密着した行政サービスの一つであり、地方自治法第二条に定める「市町村は、基礎的な地方自治体として、都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、地域における事務を処理するものとする」に該当する。

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

廃棄物の排出抑制、分別収集の徹底、資源ごみの再生等ごみの減量化に関する施策については、住民、廃棄物処理業者、事業者等の関係者の協力が特に必要となる分野であることから、その点に鑑みて、一般廃棄物の減量化に関する事項のみならず、その他一般廃棄物の処理全般に関する事項について審議することができるものである。

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。